

第15回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

1 日 時 平成20年7月30日(火)午後1時30分～午後3時45分

2 場 所 長野県庁 議会棟3階 第1特別会議室

3 出席者

(委員) 竹内会長、岡田委員(途中から)、神田委員、平田委員

(事務局) 山本課長、若狭課長補佐、草間係長、伊藤係長、小林主任

(事務担当課)(案件番号159、160番 審議時) 長寿福祉課

4 議 題

(1) 新規意見聴取案件の審議

(2) その他

5 議事経過

(1) 7月14日(月) 各委員へ事務局から継続案件及び新規案件資料を事前送
～7月22日(火) 付、各委員は資料を検討の上、事務局へ疑問点等の呈示

(2) 7月30日(水) 審議会の開催 (別紙のとおり)

(3) 8月1日(金) 審議結果を意見案として事務局から各委員へ送付、各委員
～8月25日(月) の検討結果を意見にとりまとめ、実施機関へ通知

6 その他

次回審議会の開催日時は、平成20年11月26日(水)午後3時からとすることを決定した。

〔別紙：概要〕

会 長： それでは第15回個人情報保護運営審議会を開会します。
新規意見聴取案件一覧表の追加分の警察本部長の広報課の案件について説明
してください。

事務局： （案件番号152番から158番について資料に基づき説明）

（岡田委員着席）

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。承認ということによろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： 次、医療政策課の案件を説明してください。

事務局： （案件番号161番について資料に基づき説明）

会 長： 承認ということによろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： 次、長寿福祉課の案件を説明してください。

事務局： （案件番号159番、160番について資料に基づき説明）

会 長： 委員の皆さんの御意見、御質問ございますか。

委 員： 職員の氏名・生年月日とか、全てを出すことについては慎重に検討する必要がある
ありますが、現に事件として継続していて、照会を求める事項もかなり具体的に
特定していて、個人情報を裁判上必要とする理由について、かなり詳細に説明さ
れていますので、「特別な必要がある」ことを認めて回答していいと思います。

会 長： 他に御意見ありますか。事務局から補足説明ありますか。

事務局： 職員の氏名等は提供して問題ないという御発言をいただきましたが、生年月日

とか電話番号ですとか、個別の点についてはいかがでしょうか。

事務担当課： 介護保健法、老人福祉法上、その施設に必要な職員の配置基準が決まっております。その職歴なり学歴がある職員が配置されているか確認するために提供する必要があります。

事務局： 実際の申請書類を持って来ておりますので、御覧ください。

事務局： （申請書類を配布）

会 長： 例えば名前と生年月日で大部分の特定ができると思います。それから戸籍抄本は、配偶者の氏名とか必要あるかという疑問があります。

委 員： 履歴書等の家族に関する部分なども提供する必要はないと思います。

事務担当課： 御指摘の部分は黒く消して提供します。

会 長： 提供項目のひとつひとつについてまでここで判断しきれませんので、本人を特定するために最低限必要なもの以外は抹消した上で提供するという事で承認してよろしいですか。

（各委員：同意）

会 長： この案件については承認します。
次は、危機管理防災課の案件を説明してください。

事務局： （案件番号37番、162番、38番について資料に基づき説明）

会 長： ただいまの案件についてよろしいですか。

（各委員：同意）

会 長： それでは承認します。
企画課の案件番号について説明をお願いします。

事務局： （案件番号39番について資料に基づき説明）

会 長： ただいまの案件はいかがでしょう。よろしいですか。

（各委員：同意）

会 長： 承認します。

次、企画課土地対策室の説明をしてください。

事務局： （案件番号40番について資料に基づき説明）

会 長： ただいまの案件はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： 承認します。

次に、生活文化課の案件を説明してください。

事務局： （案件番号41番から50番、146番について資料に基づき説明）

会 長： ただいまの案件について何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： 承認します。

次に、情報統計課の案件を説明してください。

事務局： （案件番号51番について資料に基づき説明）

会 長： いかがでしょうか。承認でよろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： 承認します。

次の東京事務所の案件を説明してください。

事務局： （案件番号52番について資料に基づき説明）

会 長： いかがでしょうか。承認でよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： 承認します。

次、職員課の案件を説明してください。

事務局： (案件番号53番から55番について資料に基づき説明)

会 長： いかがでしょうか。承認でよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： 承認します。

次、税務課の案件を説明してください。

事務局： (案件番号56番について資料に基づき説明)

会 長： いかがでしょうか。承認でよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： 承認します。

次、地域福祉課の案件を説明してください。

事務局： (案件番号57番について資料に基づき説明)

会 長： いかがでしょうか。承認でよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： 承認します。

次、長寿福祉課の案件を説明してください。

事務局： (案件番号58番から62番について資料に基づき説明)

会 長： いかがでしょうか。承認でよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： 承認します。
時間がなくなりましたので、急ぎの案件があれば、先に審議します。

事務局： 高校教育課の教育職員免許状授与、更新事務について審議をお願いします。

会 長： それでは説明してください。

事務局： (案件番号149番から151番について資料に基づき説明)

会 長： 御意見、御質問ございますでしょうか。

委 員： 免許更新制度が導入されるのが初めてのことで、セキュリティの問題は非常に慎重な対応を取ることが重要だと思います。
また、データを集約していく段階でも慎重を期していただきたいと思います。

会 長： 他に御意見ありますでしょうか。
セキュリティの問題は慎重に、という御意見がありました。
そういうことを前提として、全国共通のデータベースシステムに登録することから、システムの運用に当たってはセキュリティ対策を万全に行うことを条件とすることでよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： それでは終了時間ですので、今日はここまでの審議とさせていただきます。残りの案件は次回へ継続とさせていただきます。

前回の会議録が委員の皆さんにお送りしてあります。内容について御意見ありますでしょうか。特になければ、この内容で確定させていただきます。

では、次回の運営審議会は11月26日水曜日の午後3時から午後4時半まで県庁内の会議室で開催いたします。

以上で本日の個人情報運営審議会を終了させていただきます。長時間に渡りましてお疲れ様でした。